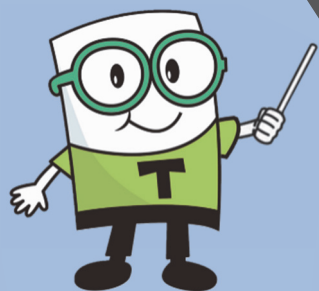


インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



／ おさえていただきたい ／

4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2 割 に 軽 減

詳しくは、**P2**

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1 万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**

ポイント
3

すべての事業者の方

1 万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、**P4**

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、
必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。
ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて
紹介しております。



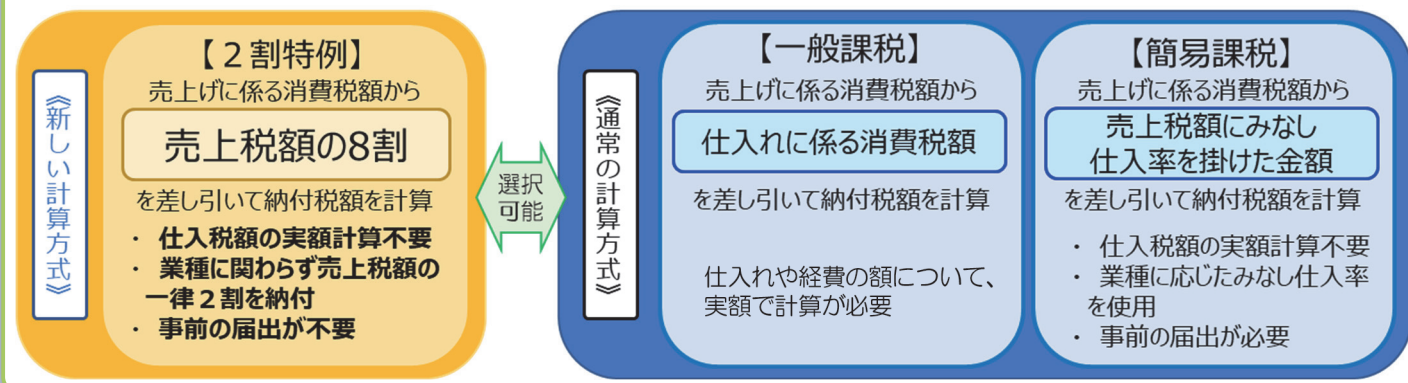
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



（詳細はこちら）

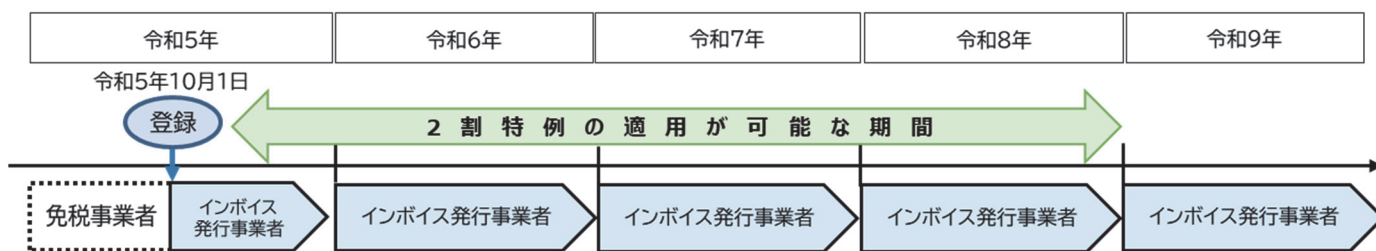
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができるとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
 それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合**には、**交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



 値引き等が1万円未満である場合、**返還インボイスの交付が不要**

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能**です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

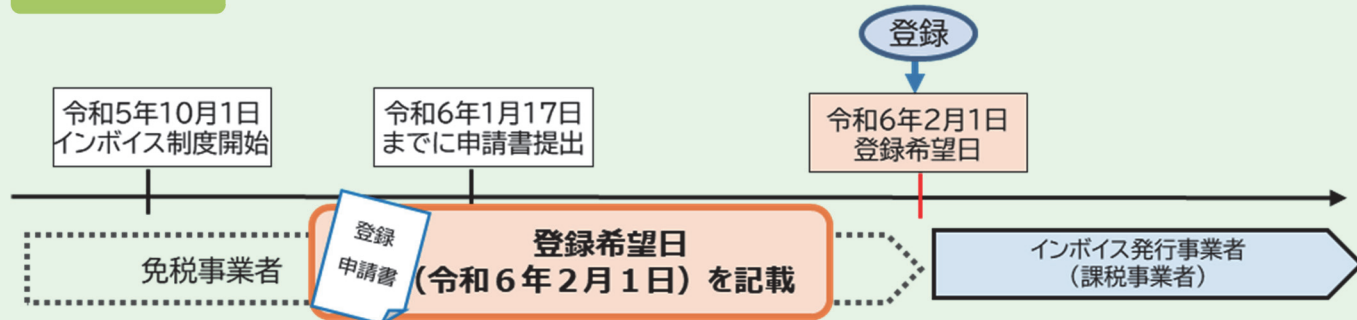
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト

